# I 協力金の概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大していることを受けて、高知県では、令和3年8月19日付けで、事業者の皆さまに、対象地域に所在する施設の営業時間の短縮(以下「営業時間短縮」という。)へのご協力をお願いしていましたが、9月1日付けで要請期間を延長して再度ご協力をお願いしたところです。この要請に応じて、営業時間短縮の対象となる施設(以下「対象施設」という。)を運営されている方で、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、営業時間短縮又は休業及び酒類の提供の時間制限にご協力いただける大企業、中小企業、個人事業主等の皆さまに対して、「高知県営業時間短縮要請協力金」(以下「協力金」という。)を支給します。

### 2. 対象地域

南国市

#### 3. 支給額

営業時間短縮の要請の延長期間 (9/4~9/12 の 9 日間) に協力していただける日数 (ただし、定休日等は除く。) に、次の計算式で算出した金額 (支給単価)を乗じて得た額。

なお、複数の対象施設を運営する事業者の場合、1店舗(事業所)毎に算定 します。

### (1日当たりの支給単価の計算式)

①中小企業等大企業以外の事業者(売上高方式)

ア 月単位方式(注1)

前年又は前々年の8月及び9月の売上高

: 当該期間の定休日等を除く実営業日数

× 0.3 = 支給単価 (1千円未満は切り上げ)

#### イ 年単位方式

月ごとの売上の把握が困難な場合は、

前年又は前々年の年間の売上高÷年間の定休日等を除く実営業日数

 $\times$  0.3 = 支給単価 (1 千円未満は切り上げ)

#### ウ 時短要請日方式

時短要請期間と同日付の期間の売上で申請する場合は、

前年又は前々年の時短要請期間と同日付の期間 (9/4~9/12) の売上高

: 時短要請期間の日数(定休日等を除く実営業日数)

 $\times$  0.3 = 支給単価 (1千円未満は切り上げ)

売上高は営業時間短縮要請の対象にかかるもの(消費税及び地方消費税は除く。)

なお、算定した額が2万5千円未満の場合は2万5千円(下限)とし、7万5千円を超える場合は7万5千円(上限)とする。

- 注1 月単位方式で用いる対象月の売上高について、「8月及び9月の売上 高」と「9月の売上高」のいずれかを選択して算定することが可能で す。
- ②大企業(売上高減少額方式)

ア 月単位方式(注2)

(前年又は前々年の8月及び9月の売上高 -本年8月及び9月の売上高)

- ÷ 当該期間の定休日等を除く実営業日数((前年又は前々年+本年) ÷ 2)
- $\times$  0.4 = 支給単価 (1千円未満は切り上げ)
- イ 年単位方式(注2)

月ごとの売上の把握が困難な場合は、

((前年又は前々年の年間の売上高÷年間の定休日等を除く実営業日数)

- (本年8月及び9月の売上高÷当該期間の定休日等を除く実営業日数))× 0.4 = 支給単価(1千円未満は切り上げ)
- ウ 時短要請日方式

時短要請期間と同日付の期間の売上で申請する場合は、

(前年又は前々年の時短要請期間と同日付の期間(9/4~9/12)の売上高

- 本年の時短要請期間(9/4~9/12)の売上高)
  - ·当該期間の定休日等を除く実営業日数

× 0.4 = 支給単価 (1千円未満は切り上げ)

売上高は営業時間短縮要請の対象にかかるもの(消費税及び地方消費税 は除く。)

なお、以下のいずれか低い額を上限とする。

- (ア) 20万円
- (イ)アからウまでで算定した前年又は前々年に係る売上高
  - ÷当該期間の定休日等を除く実営業日数× 0.3

(1 千円未満は切り上げ)

- ※大企業以外の事業者が売上高減少額方式を選択することも可能です。
  - 注2 月単位方式及び年単位方式で用いる対象月の売上高について、「8月 及び9月の売上高」と「9月の売上高」のいずれかを選択して算定す ることが可能です。ただし、月単位方式については、前年又は前々年 の売上高と本年の売上高の対象月を同一の月としてください。
- 4. 創業特例、事業承継特例等

令和2年8月2日以降に創業した場合(創業特例)、令和2年8月2日以降に個人事業者が事業の承継を受けた場合(事業承継特例)等の取扱いは、別に定めることができるものとします。

## Ⅱ 申請要件

1. 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方((5)を除き、以下「申請者」という。)とします。

(1)対象地域で対象施設(別表1)を運営する事業者(県外に本社がある

事業者を含む。以下同じ。)で、大企業、中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。)、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人(社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。)であること。

- (2)営業時間短縮の要請を行った日(令和3年8月19日)以前から、法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していること。
- (3)業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守していること。
- (4)午後8時から午前5時までの間の営業をしようとしていた事業者が、本県の要請に応じて、令和3年9月4日から令和3年9月12日までの間において、営業時間の短縮又は休業を行うこととし、午前5時から午後8時までに限って営業すること。酒類の提供については午後7時までとすること。
- (5)申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、別表2に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

### Ⅲ 申請手続等

1. 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の協力金申請手続相談窓口へお問い合わせください。

高知県営業時間短縮要請協力金申請手続相談窓口(コールセンター)

電話番号:088-823-9809

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日も開設しております。)

2. 申請書類

別表3に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。 また、提出していただいた申請書類は、返却しません。

3. 申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

○高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード

[URL] https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/jitanyousei\_kyouryokukin4.html

- ○高知県庁本庁舎1階ロビー内
- ○南国市役所総合案内又は商工観光課 なお、相談対応は行っていません。不明な点は、1の問い合わせ先まで お電話ください。

## 4. 申請書類の受付期間

令和3年9月10日(金)から令和3年11月1日(月)まで

#### 5. 申請受付方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

(1) 郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。 なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 令和3年11月1日(月)の消印有効です。 〈宛先〉

〒780-8570 高知県庁

「高知県営業時間短縮要請協力金 申請受付係」

- ※申請書類の入った封筒は郵送用の封筒としてご利用いただけます。切手を貼付のうえ、申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- ※送料は申請者側でご負担をお願いします。

## (2) オンラインによる受付

高知県庁のホームページから申請してください。 オンラインによる受付は、令和3年11月1日(月)までに申請が あったものを有効とします。

# 6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた協力金を支給します。協力金の支給は、令和3年9月末頃から順次開始する予定です。

# 7. 通知等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、様式5「高知県営業時間短縮要請協力金(第4期)支給決定通知書」により通知します。なお、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、様式6「高知県営業時間短縮要請協力金(第4期)不支給決定通知書」により通知します。

## IV その他

- (1) 店頭や広告類(Web、SNS含む)で告知されている営業時間や休業日と申請内容が異なる場合など、申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況や対象施設の運営状況に関する検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (2)(1)の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると 判明した場合は、協力金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。 既に協力金の支給を受けている申請者は、協力金を返還するとともに、協力 金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(協力金の額に年

- 10.95%の割合で計算した額)を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。
- (3)申請者は、様式3(売上高の証明申請書)に関係する売上高の帳簿及び証拠書類(認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写しを含む。)を協力金の受給の日の属する年度の終了後5年間、高知県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならないものとします。
- (4) 申請書類に記載された情報については、協力金の支給や検査等に関する事務 のほか以下の場合を除き、使用しません。
  - ①県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の拡大防止の ための営業時間短縮要請等に対する協力金に関する事業を実施するため に必要であるとして、高知県に情報提供(申請者情報、振込先等)の依頼 があった場合
  - ②税務情報として使用する場合
  - ③高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第5条の規定に基づく 開示請求を受けた場合
  - ④国の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供(申請書及び提出資料に記載された情報)の依頼があった場合
- (5) 上記(2) による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が協力金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。(虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。)